

一宮市短期介護予防サービス事業委託業務仕様書

1 業務名

一宮市短期介護予防サービス（以下「短期サービス」という。）事業

2 業務の目的

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、自立した日常生活を営むことができるよう、保健・医療の専門職が通所と訪問を組み合わせたサービスを短期集中的に提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、更にはサービス終了後においても、地域の通いの場への参加等により、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことができるような支援を行うことを目的とする。

3 業務内容

(1) 内容

短期サービスは、通所と訪問を組み合わせたリハビリテーションを中心としたサービスであり、業務の概要は以下のとおりとする。なお、業務を実施するにあたり地域包括支援センター等の支援者と随時情報共有を図ること。

ア 通所サービス

運動器の機能向上を中心に栄養改善や口腔機能、認知機能の向上に関することを複合的に実施することで、利用者の生活機能の維持・改善を促進する。さらにはセルフケアに向けた動機づけを行うことによって、短期サービス終了後も継続的に機能維持・改善を図るための支援を行う。

イ 訪問サービス

生活の場における日常生活の課題に対する助言、指導及び環境調整等を行う。さらには短期サービス終了後も自立した生活を送ることができるように継続的なセルフケア意識の定着や社会参加を図るための支援を行う。

※通所、訪問の各プログラム内容は別に定める一宮市短期介護予防プログラムを参考に実施すること。

(2) 提供期間・回数・時間・利用申請書

提供期間は、利用者1人につき原則6か月間とする。ただし、下に記載がある場合はその限りではない。

ア 回数は、週1回程度とし上限回数は24回とするが、サービス提供日が年末年始・祝日と重なる場合は、その回数分に限り7か月目の利用も可とする。このうち

訪問サービスは、短期サービスの利用が決定した日から終了する期間中に計画的かつ効果的に2回または3回実施する。

ウ 提供時間は、通所の場合は120分程度、訪問の場合は60分程度とする。

エ 一宮市短期介護予防サービス利用申請書については、委託契約期間ごとに利用者から提出を受けるものとする。

(3) 業務手順

ア 事前アセスメント

利用者の体力水準や生活機能等の状況を把握するために身体機能、口腔機能及び栄養機能のアセスメントを行う。事前にアセスメントできなかった項目については、プログラム開始月に実施すること。

イ 個別サービス計画書の作成

事前アセスメントの結果や利用者の意向を踏まえて、プログラムの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画書を作成する。

ウ サービスの実施

個別サービス計画書に基づきプログラムを実施する。プログラム内容については別に定める「一宮市短期介護予防プログラム」を参考にとすることとし、特に以下の事項を注視して実施すること。

(ア) 運動プログラムにおいては、立ち上がり・歩行・階段昇降といった日常生活行為に必要な抗重力筋（大腿四頭筋や大殿筋など）を中心に鍛えること。

(イ) プログラムの実施にあたっては、運動に加え栄養、口腔及び認知症予防に働きかけた複合的なプログラムを提供すること。なお、通所と訪問を担当する職員が異なる場合は、十分な情報共有を行うことで、効果的なプログラムの提供を行うこと。

(ウ) 提供するプログラムは、利用者の意向を踏まえながら個別サービス計画書に沿って実施すること。ただし、利用者の意向に任せるだけのプログラムの提供とならないよう、従事者の専門性を発揮しながら実施すること。

(エ) 本サービスにおいては利用者の自発性を促し、利用日以外もしくはサービス終了後も生活において運動を導入するなど、活動的な生活を送ることが重要

である。そのためには面談を活用するなど、利用者の「活動」「参加」を意識し、意欲向上に働きかける取り組みをすること。

エ 中間アセスメント

プログラムを実施して3、4か月目に、中間アセスメントとして、事前アセスメントで実施した項目を測定し、目標の達成に向けて必要であればプログラム内容等について見直しを行う。

オ 事後アセスメント

プログラム終了月又はプログラム終了後、事後アセスメントとして、事前アセスメントで実施した項目を再度測定し、目標の達成状況や生活機能等のアセスメントを実施する。

4 業務期間

令和5年10月1日～令和6年3月31日

5 提出書類

一宮市短期介護予防サービス事業実施要綱に記載のあるものについて、翌月10日までに市へ提出すること。

6 安全管理体制

- (1) 利用者の安全性を十分に考慮し、事故防止に努めるとともに、緊急時に迅速な対応ができるよう緊急時対応マニュアル等を作成し、安全管理体制を整備すること。
- (2) 利用者に対する賠償保険や損害賠償保険に加入するなど適切な運営を図ること。
- (3) 事業の実施において、利用者に対する一切の責任を事業者は負うものとする。

7 記録の保管

短期サービス事業の実施に関する記録は、短期サービス終了後、5年間保管しなければならない。

8 研修会・事業所訪問

市が実施する研修会への参加及び事業所訪問を受けなければならない。

9 その他

本仕様書に記載がない事項は、速やかに市と協議すること。